
AMT/NEWSLETTER

Competition

2026年4月28日

COMPETITION NEWSLETTER(2026/4)

Contents

I. 取適法連載 第2回(規制対象の追加)

1. はじめに
2. 特定運送委託の追加
3. 従業員基準の追加
4. おわりに

II. 公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁が公表した「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」及び「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」について

1. はじめに
2. 「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」について
3. 「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」について
4. 「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(案)及び「契約書ひな形」(案)の公表
5. おわりに

III. 2026年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

IV. 事務所 News (受賞歴)

I. 取適法連載 第2回(規制対象の追加)

弁護士 石田 健 / 弁護士 酒寄 里彩

1. はじめに

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「取適法」という。)は、適用対象となる委託取引の範囲を、①取引の内容及び②取引当事者の規模によって定めている。

2026年1月施行の改正において、取適法の対象となる取引の内容として特定運送委託が追加され、また、取引当事者の規模を測る基準として、従来の資本金基準に加え、従業員基準が採用されたことにより、取適法の適用対象は拡張された。本稿では、これらの改正の経緯と内容を概説する。

2. 特定運送委託の追加

(1)改正の経緯

運送役務の委託には、発荷主から元請運送事業者への委託のほか、元請運送事業者から他の運送事業者への委託がある。後者については、役務提供委託の一形態として改正前から下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)の適用対象となる取引であったのに対し、前者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独禁法」という。)に基づき公正取引委員会が指定する「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(以下「物流特殊指定」という。)(下記(3)参照)がカバーしており、下請法の適用対象外であった。しかし、物流特殊指定による規制にもかかわらず、発荷主に対して立場の弱い元請運送事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされる事例が後を絶たなかった。そこで、独禁法よりも簡易な手続により、これらの問題を迅速かつ効果的に対処するために、発荷主から元請運送事業者に対する運送委託が、特定運送委託として取適法の適用対象となる取引に追加された。

(2)概要

特定運送委託とは、発注者が、業として物品の販売、製造又は修理の取引を行っている場合に、当該取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対する運送行為の全部又は一部を、目的物たる物品や場所等の内容等を指定して、他の事業者へ委託することをいう(取適法 2 条 5 項)。特定運送委託に該当するのは、発荷主から元請運送事業者への運送行為であり、元請運送事業者から他の運送事業者への再委託は、引き続き役務提供委託に該当する。

「運送」には、通常、運送と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等は含まれるが、運送に附帯して行われる荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等は含まれない。そのため、これらの附帯作業を無償で行わせることや、必要な費用を負担することなく長時間の荷待ちをさせることは、不当な経済上の利益の提供要請(取適法 5 条 2 項 2 号)として問題となることになる。

特定運送委託に該当するのは、発荷主が①業として行う販売、②業として請け負う製造、③業として請け負う修理又は④業として請け負う作成の目的物たる情報成果物が記載され、記録され若しくは化体された物品を、当該取引の相手方、すなわち顧客(当該顧客が指定する者を含む。)に対して運送する場合に限られる。「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。したがって、下表に列挙したような運送は、通常、特定運送委託には該当しない。

特定運送委託に該当しない例
<ul style="list-style-type: none">・ 自社の拠点間の運送・ 無償のサンプル品・ダイレクトメール・連絡文書等の運送・ 産業廃棄物の処理のための運搬・ 物品の製造等の発注者が受注者に対して無償で提供する支給品の運送・ 中元・歳暮等の贈与に係る物品の運送・ 自社が販売・製造する商品の半製品等や、自社で使用・消費する物品の運送・ 下取りのための顧客元から自社拠点までの運送・ 自社が請け負う修理の対象となる物品を引き取るための顧客元から自社拠点までの運送・ 販売業務の受託者である販売代理店等への運送

自社の拠点間の運送について、例えば、製品を製造した工場から物流センターまでの運送等の自社の拠点間の運送は、原則として特定運送委託に該当しない。もっとも、特定の「取引の相手方」向けに仕分けられた販売等の目的物を当該「取引の相手方」に対して運送する際に、自社の拠点をその運送経路の一部として利用する場合には、自社の拠点間の運送であっても、「取引の相手方」に対する運送の「経路の一部」の運送といえるため、このような運送を他の事業者へ委託することは特定運送委託に該当するとされている。

また、特定運送委託に当たる運送と当たらない運送を一体不可分の取引として発注した場合には、後者の取引も一体として特定運送委託と評価される点に注意が必要である。

なお、取引の相手方が発荷主と親子会社や兄弟会社の関係にある場合も、特定運送委託に該当する。また、当該相手方が外国法人であり、発送地又は到着地が国外である場合でも、運送の依頼行為が日本国内で行われれば、取適法の適用対象となる。

(3)物流特殊指定との関係

公正取引委員会は、発荷主が運送事業者に対し物品の運送又は保管を委託する取引について、物流特殊指定に基づいて規制している。



(出典: [公正取引委員会パンフレット「物流特殊指定」](#)2頁)

特定運送委託に関する取適法の規制と、物流特殊指定による規制は、いずれも発荷主の運送事業者に対する運送行為の委託をカバーする。この点、現行の物流特殊指定においては、取適法の役務提供委託は物流特殊指定の規制対象から除かれるものの(同指定備考 1 柱書)、特定運送委託については規制対象から除外される旨の規定はない。もっとも、独禁法と取適法のいずれも適用可能である場合には、通常、その違反行為については取適法が優先して適用されると考えられている¹ことから、特定運送委託についても同様に取適法の適用が優先されると考えるのが合理的と思われる。他方で、発荷主の運送事業者に対する保管委託行為や、運送委託行為であっても特定運送委託に該当しない取引(上記(2)参照)は、従前どおり、役務提供委託に該当しない限り、物流特殊指定によって規制される。

(4)留意点

特定運送委託が新たに取適法の適用対象となる取引に加わったことから、物品の運送を外部の事業者へ委託する事業者は、当該取引が特定運送委託に該当しないか精査する必要がある。物流特殊指定で定められている発荷主の禁止行為は、概ね取適法上の委託事業者の禁止行為と共通するが、物流特殊指定には、取適法上の委託事業者の義務に対応する定めはない。そのため、特定運送委託に該当する場合には、取適法上の委託事業者の義務を遵守する必要が新たに生じることから、従前、物流特殊指定によって対処されてきた取引についても、特定運送委託の該当性を慎重に確認し、業務フローを見直す必要がないか検討する必要がある。

¹ 公正取引委員会「『優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方』(原案)に対する意見の概要とこれに対する考え方」6頁

特定運送委託に該当する取引においては、取適法違反を未然に防止するため、荷積みや荷下ろし等の附帯業務の内容・対価や、長時間の荷待ち時間が生じた場合の費用について、運送事業者との間で十分協議した上で決定し、運送自体の内容や代金とは区別して明示しておくことが望ましい。

3. 従業員基準の追加

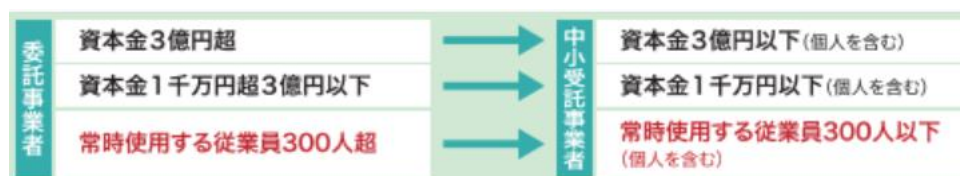
(1)改正の経緯

取適法は、独禁法の優越的地位の濫用規制を補完し、簡易な手続で迅速かつ効果的に中小受託事業者の利益を保護することを目的としているところ、迅速な手続を可能とするために、取適法の適用対象となる事業者であるか否かを形式的に判断するための合理的な基準が必要であった。そこで、従来は、中小企業基本法における中小企業者の区分にならない、資本金による基準を採用していた。もっとも、会社法改正における資本金制度の柔軟化や減資手続の緩和、経済活動の変化に伴い、事業規模にかかわらず、設立当初から資本金を少額に設定する事業者や、後から減資をする事業者が増加したため、本来は委託事業者として規制すべき事業規模の大きな事業者が取適法の適用対象とならないという事態が発生していた。また、取適法の適用を逃れるために、受注者に増資を求める発注者も見られた。そこで、事業者の事業規模を反映し、また恣意的な変更が難しい従業員基準が、当事者規模基準の一つとして追加された。

(2)概要

従業員基準は、上記(1)のとおり、資本金基準によって捕捉できない事業規模の大きな事業者等を取適法の適用対象とするために採用された基準であるから、資本金基準が適用されない場合に適用される。そして、取引当事者が資本金基準と従業員基準のいずれかを満たせば、当事者規模基準を満たす。なお、取適法の適用は対象となる委託取引ごとに判断されることため、当事者規模基準も委託取引ごとに判断される。すなわち、事業者が相互に委託取引を行っている場合、資本金基準で委託事業者に該当する事業者が従業員基準で中小受託事業者に該当し、資本金基準で中小受託事業者に該当する事業者が従業員基準で委託事業者に該当するという事態も発生しうる。具体的な基準値は、委託取引の内容に応じて二通りに分かれる。

製造委託、修理委託、特定運送委託、情報成果物作成委託のうちプログラムの作成、並びに役務提供委託のうち運送、物品の倉庫における保管及び情報処理については、常時使用する従業員が 300 人超の法人事業者である発注者の、常時使用する従業員が 300 人以下の法人事業者又は個人事業者である受注者に対する委託が、取適法の適用対象となる（取適法 2 条 8 項 5 号、同条 9 項 5 号、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第二条第八項第一号の情報成果物及び役務を定める政令）。



(出典：[公正取引委員会ホームページ「取適法の概要」](#))

情報成果物作成委託(プログラムの作成を除く。)並びに役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)については、常時使用する従業員が 100 人超の法人事業者である発注者の、常時使用する従業員が 100 人以下の法人事業者又は個人事業者である受注者に対する委託が、取適法の適用対象となる(取適法 2 条 8 項 6 号・同条 9 項 6 号、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第二条第八項第一号の情報成果物及び役務を定める政令)。



(出典:同上)

例えば、取扱説明書の内容の作成委託(情報成果物委託)とその印刷の委託(製造委託)等、異なる種類の委託取引を一体として発注する場合がある。このような場合、発注時に各取引に対応する代金を明確に区別していない等の事情により、これらを一体不可分の取引として発注したと評価されるときには、いずれかの取引が資本金基準又は従業員基準に該当すれば、取引全体が取適法の適用対象となる。これに対し、各取引に対応する代金を明確に区別しており、それぞれを可分の取引として発注したといえる場合には、それぞれの取引内容に応じた資本金基準又は従業員基準で取適法の対象になるかを判断することになるため、一方の取引のみが取適法の対象になることもありうる²。

「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者のうち、日々雇い入れられる者以外の者をいう。ただし、日々雇い入れられる者であっても、1ヶ月を超えて引き続き使用される者は、「常時使用する従業員」に含まれる(「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」第2の2)。具体的には、正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、1ヶ月超使用される日雇い労働者が「常時使用する従業員」に含まれ、賃金台帳の調製対象となる労働者の数によって算定される。なお、派遣労働者は、派遣元が使用者となることから、派遣先となる事業者の「常時使用する従業員」には含まれない。

「常時使用する従業員」の数は、製造委託等をした時点、すなわち個別の発注時点の数によって判断される。そのため、発注時点では従業員基準を満たさなかったが、その後従業員の数が増加して従業員基準を満たすこととなったとしても、当該取引は取適法の適用対象とはならない。ただし、個別の発注時点の従業員数を把握するのは困難であるため、前々月中に賃金が支払われた対象労働者について前月末日までに賃金台帳の調製により把握可能となった場合、かかる前々月の労働者の数をもって、当月中にされる製造委託等に係る「常時使用する従業員の数」として取り扱うことができる。

(3)従業員数の把握

従業員基準には、事業者の事業規模を反映しており、また、恣意的な変更が難しいため、資本金基準について行われうような脱法行為の抑止になるという利点がある。一方、従業員数は、資本金と比べて頻繁に変動が生じるため、取引の相手方が発注の都度正確な数を把握することが困難であるという問題が存在する。

従業員数の確認方法としては、有価証券報告書やウェブサイト等の公表資料での確認が簡明であるが、更新の頻度が低いことに加え、公表されている従業員数と「常時使用する従業員」の定義が必ずしも一致しないおそれがある。そこで、相手方に直接問い合わせるという方法が考えられるが、そのような場合には、書面又は電子メール等の記録に残る方法をとることが望ましい。例えば、中小受託事業者該当するとは認識していない事業者への発注時には、見積依頼書に「従業員数が300人を超える場合は、以下のボックスにチェックを入れて返送してほしい」旨を記載する、相手方から提出してもらった見積書の備考欄に「従業員数は300人を超えていない」等の記載を記入してもらう等の方法が考えられる。もっとも、発注の都度見積依頼書や見積書を取得しない継続取引の場合には、これらの方法は有用ではない。また、契約等において、従業員数が一定数を超えた際の通知義務を定めておくことも考えられるが、既存契約の改訂が必要になる場合には実務上の負担が大きいほか、通知がタイムリーに行われないことにより正確な把握ができないおそれがある。

このように、発注時点の相手方の従業員数を正確に把握することは困難であり、リスクが伴うことは避けられないといえる。実務上は、価格協議等の機会を利用して定期的に相手方の従業員数を確認し、例えば、従業員数が300人超の事業者においては、取引の相手方の従業員数が400人以下となった場合は、今後更に従業員数が減少して取適法の適用

² 中小受託取引適正化法テキスト(令和7年11月)35頁 Q44

対象取引となりうることを見据えて業務フローの見直しを開始するなど、保守的な対応を採ることも考えられる。なお、従業員数の確認に対して相手方から事実と異なる回答を得た場合、当該取引において取適法違反行為があったとしても、公正取引委員会は、必要に応じて指導及び助言を行うことはあるものの、直ちに勧告を行うものではないとしており³、一定の配慮はなされているといえる。もっとも、公正取引委員会は、取適法の適用有無を明確に判断できないような場合は、取適法の適用を前提とした対応を採ることを推奨している。

4.おわりに

特定運送委託の追加及び従業員基準の追加は、いずれも下請法において規制が及んでいなかった委託取引に規制を拡大することにより、中小受託事業者の利益を保護するための改正といえる。もっとも、以下のとおり、実務上の課題が残っている。

特定運送委託について、運送事業者は、着荷主からも荷待ちや荷下ろしを強いられることがある。しかし、独禁法や取適法は、取引関係がある当事者間で適用されるため、取引関係にない運送事業者と着荷主との間の取引には規律が及んでいない。この点については、2026年3月12日に公正取引委員会より公表された物流特殊指定の改正案において、一定の要件を満たした着荷主と発荷主との取引に関して、運送事業者を通じて行われる着荷主による発荷主に対する特定の行為であって、発荷主の利益を不当に害する行為を新たに禁止行為として加えることなどが検討されている。

従業員基準については、取引先の従業員数をタイムリーかつ正確に把握することが難しいため、取適法の適用対象となる取引であることを見過ごすリスクを完全に払拭することが難しいことに加え、かかるリスクを低減するために、発注者と受注者の双方に継続的な負担を生じさせるという問題がある。従業員数の確認方法については、今後の実務の蓄積に伴い、公正取引委員会からベストプラクティス等の形で一定の目安が示されることを期待したい。

以上

3 公正取引委員会「取適法施行に当たり事業者の皆様へ御留意いただきたい事項」

II. 公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁が公表した「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」及び「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」について

弁護士 小島 諒万/ 弁護士 陸館 朗人

1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」という。)、中小企業庁及び特許庁は、2025年8月から2026年2月にかけて企業取引研究会⁴において知的財産取引適正化ワーキンググループ(以下「知財取引適正化WG」という。)を開催してきた⁵。

知財取引適正化WGの設置に先立って、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(2025年6月13日閣議決定)では中小企業の知的財産の侵害に関する実態調査を行い独占禁止法⁶上の指針を策定するという方針が示され、さらに、企業取引研究会報告書⁷において受注者側が保有する知的財産等が無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防ぐことの必要性が指摘された。

このような政府方針及び企業取引研究会報告書で示された問題意識を踏まえて、知財取引適正化WGが設置され、同WGでは知的財産権・ノウハウ・データに係る取引の実態について業種横断的にアンケート形式での調査を実施した(以下「本実態調査」という。)。本実態調査の結果を踏まえて、知的財産取引適正化WGは、2026年3月11日に「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」(以下「本WG報告書」という。)を公表しており⁸、本実態調査の結果は「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」(以下「本実態調査報告書」という。)として同日に公表された⁹。

本稿では、まず本実態調査報告書の内容を概観した上で(以下2)、本WG報告書で示された知的財産等に係る取引に関する問題意識や指摘を検討する(以下3)。

さらに、公取委、中小企業庁及び特許庁は、本WG報告書及び本実態調査報告書を踏まえて、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(案)及び「契約書ひな形」(案)を公表した。本稿執筆時点で両者の成案は未公表であるが、知的財産に係る取引に携わる事業者にとってこれらの参照価値は高いものと思われる。そこで本稿では「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(案)及び「契約書ひな形」(案)の内容も概説する(以下4)。

4 公取委が優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として開催する研究会である(公取委「企業取引研究会」(https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/kigyoutorihiki_r7/index.html))。

5 公取委「知的財産取引適正化ワーキンググループ」
https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/chizaiwg_r7/index.html

6 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」を略している。以下同様。

7 企業取引研究会「企業取引研究会 報告書」
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250221_kigyotorihiki_1.pdf

8 公取委・中小企業庁・特許庁「(令和8年3月11日)「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」について」(2026年3月11日)
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260311_chizaiwg_hokokusho.html

9 公取委「(令和8年3月11日)知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査について」(2026年3月11日)
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260311_chizai.html

2. 「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」について

(1) 本実態調査の位置付け及び本実態調査の概要

本実態調査は、業種横断的に参照されるガイドラインの制定・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」の見直しにつなげるため、知的財産権・ノウハウ・データ(以下「知的財産権等」という。)を対象として行われたものであり、知的財産権等に係る取引に関して、優越的地位の濫用行為等に該当し得る取引の実態を確認すべくアンケート調査・ヒアリング調査が行われた。

具体的には、中小企業及び大企業を対象に、業種別に抽出された合計 40,000 社に対してアンケート調査が実施され、このうち 6,973 社から回答が得られた。また、アンケート回答を踏まえて、148 社に対するヒアリング調査が実施された。

(2) 調査内容

アンケート調査では、主に①知的財産権等に関するチェック体制、②納得できない内容の取引条件を受け入れた経験に関してアンケートを行った。各アンケート項目について、①知的財産権等に関するチェック体制については、(i) 知的財産権等をチェックする担当者・外部専門家の有無、及び(ii) 担当者・外部専門家を置かない理由が問われ、②納得できない内容の取引条件を受け入れた経験については、(i) かかる経験の有無、(ii) 受け入れた理由、及び(iii) 取引条件の内容が問われた。

さらに納得できない取引条件等の具体的な内容がヒアリングにより調査された。

(3) 独占禁止法上の考え方についての示唆

本実態調査報告書では、ヒアリング調査で報告された納得できない取引条件を受け入れた事例それぞれについて、当該行為が取引上の地位が優越する発注者によって行われた場合であって、受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合に関する独占禁止法上の考え方を示している。ここで示された考え方の概要は下表のとおりである。

また、本実態調査報告書では、報告された各事例について独占禁止法上の考え方に加えて、取適法及びフリーランス法の適用があり得る条文も示されているが、紙面の制約から本稿では割愛する。

行為類型	事例	独占禁止法上の考え方
NDA (秘密保持契約)に係るもの	NDA の締結拒否等	一方的に、NDA を締結しないまま取引の実施を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
	片務的 NDA の締結	一方的に、片務的な NDA の締結を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
ノウハウ・データの開示に係るもの	一方的な開示要請	正当な理由がないのに、技術情報等の無償提供等を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
知的財産権の譲渡等に係るもの	著作権の無償譲渡の要請	正当な理由がないのに、著作権の無償提供等を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
	無償ライセンスの要請	正当な理由がないのに、ライセンスの無償提供等を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
	著作権の帰属条項の設定	正当な理由がないのに、著作権の無償提供等を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある

	著作者人格権の不行使条項の設定	一方的に、著作者人格権の行使を制限する条件を設定することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
	中間成果物の譲渡要請等	正当な理由がないのに、著作権の無償提供等を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
知的財産権等の対価設定に係るもの	取引の対価の一方的決定	一方的に、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
	知的財産権等の対価の不設定	知的財産権等の創作又は開発に係る費用等を一切考慮せずに、一方的に、著しく低い対価で取引を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
	対価設定方法の一方的決定	知的財産権等の種類や内容、対象となる製品等の売上げ見込み等を考慮することなく、一方的に、対価設定方法を決定し、その結果、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
無償の技術指導、技術検証(PoC)、試作品製造等に係るもの		正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、無償での技術指導等を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
共同研究開発等に係るもの	知的財産権の一方的帰属	正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、共同研究開発の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
	名ばかり共同研究開発等	正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、共同研究開発等の成果の全部又は一部の無償提供等を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
	共同研究開発の成果物の利用制限	一方的に、合理的な期間又は範囲に限らず、共同研究開発の成果に基づく商品・役務等の販売先の制限を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある *なお、市場における有力な事業者である発注者が、取引の相手方である受注者に対し、例えば、合理的な期間又は範囲に限らず、共同研究開発の成果に基づく商品・役務の販売先を制限したり、共同研究開発の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは、排他条件付取引 ¹⁰ 又は拘束条件付取引 ¹¹ として問題となるおそれもある
	最恵待遇条件	一方的に、最恵待遇条件の設定を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある *なお、市場における有力な事業者が、取引の相手方である受注者に対し最恵待遇条件を設定することは、拘束条件付取引として問題となるおそれもある
共有知的財産権の不利な取扱いに係るもの		一方的に、特許権の実施の制限を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある

¹⁰ 独占禁止法 2 条 9 項 6 号本文及び不公正な取引方法の一般指定(以下「一般指定」という。)¹¹ 項

¹¹ 独占禁止法 2 条 9 項 6 号二及び一般指定 12 項。以下同様。

出願干渉に係るもの		一方的に、当該受注者が開発した技術の特許出願の制限を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある
知財訴訟等のリスク転嫁に係るもの		正当な理由がないのに、当該取引の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任の負担を要請することは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある

3. 「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」について

(1) 「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」の位置付け

本 WG 報告書は、企業取引研究会報告書、政府方針、及び本実態調査の結果を踏まえ、知的財産権等の取引適正化に関するガイドライン(指針)の策定とガイドライン(指針)策定後の実効性の確保等に向けた取りまとめを行うものであり、当該ガイドライン(指針)の位置付け、内容等に関する方向性が示されている。加えて、本 WG 報告書では、データの利活用の拡大を踏まえてデータ特有の論点に関する動向について注視が必要であること、指針の実効性を確保するための取組みの必要性が指摘されている。

以下では、本 WG 報告書に示された知的財産権等の取引適正化に関するガイドラインの位置付け、内容等に関する方向性をまとめる。

(2) 今後策定されるガイドラインについて

ア 指針の位置付け

本 WG 報告書では、知的財産取引に関する優越的地位の濫用等についての業種横断的な考え方を示したガイドライン・報告書等が存在しないことが現状の課題として指摘された上で、新たに策定するガイドラインは、中小企業の競争力強化と知的財産権等に係るリテラシーの向上に資するものとすべきであるとされている。

また、既に公表されたガイドライン¹²と、本 WG 報告書等を踏まえて策定されるガイドラインの関係について、今回策定する指針は、特定の業種や分野に留まらず全業種の事業者が参照できるような指針とすべきであるとし、既存のガイドライン等は、特定の分野についてより専門的な内容に踏み込んだ考え方を示すものとして、今後も活用されることが期待されると指摘している。

イ 指針の内容

続いて、本 WG 報告書では、策定するガイドラインの具体的な内容として、取適法・フリーランス法の適用可能性について整理すること、本実態調査報告書で示された行為類型毎に独占禁止法上の考え方を示すこと、知的財産権等に係る取引の対価についての考え方を示すこと、契約書のひな形やチェックリストの利用を促すこと、知的財産権等に係る取引について利用できる相談窓口・支援体制について記載することなどが提言されている。

¹² 公表済みのガイドラインとして、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(公取委)、「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」(公取委)、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(公取委)、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」(公取委、経済産業省)、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(公取委)、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」(公取委)、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」(公取委)が挙げられている。

4. 「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(案)及び「契約書ひな形」(案)の公表

2026年3月30日から同月31日にかけて、公取委、中小企業庁及び特許庁は、本WG報告書及び本実態調査報告書を踏まえて、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(案)(以下「本指針案」という。)及び「契約書ひな形」(案)(以下「本ひな形案」という。)を作成し、これらに対する意見募集¹³を行った。本指針案及び本ひな形案の概要は以下のとおりである。

(1) 本指針案の概要

本指針案では、本実態調査報告書で報告された独占禁止法上問題となり得る行為類型・事例を、「情報の管理」、「知的財産権等の価値の適切な評価」、「出願干渉」、「知財訴訟等のリスク転嫁」及び「共同研究開発等」の五つの場面に整理・分類した上で、それぞれの場面毎に、①総論としての「基本的な考え方」、②①の「基本的な考え方」を実現するための方針である「基本的な対応方針」、③「独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例」、④「競争政策上の望ましい対応」及び⑤実際の事業者による「実践例」の5項目にわたり、対応方針や独占禁止法上の考え方等が示されている。

本指針案で挙げられたこれら五つの場面は、知的財産権等に係る取引を行う上で特に問題となりやすい論点を広くカバーするものであり、こうした五つの場面毎に上記5項目を設けたことは、業種横断的に参照し得る指針を策定するという本実態調査及び本WG報告書に通底する問題意識に込められている。

また、本指針案では全体としてこれを活用しようとする者にとって、分かりやすく参照しやすい記載が心がけられているといえる。特に、②「基本的な対応方針」の項目では、当該場面において取引の各当事者がどのような対応を採るべきであるか具体的に示されており、知的財産権等に係る取引に関する経験・知見を必ずしも十分に持ち合わせていない事業者にとっても参照しやすい記載を目指していると思われる。また、同項目では、当事者がとるべき具体的な対応方法それぞれについて、参考資料として各省庁等が公表している既存のガイドラインや契約書のひな形等がURLと併せて記載されているほか、活用可能な相談窓口の情報等が記載されている。五つの場面毎に示された基本的な対応方針の概要は下表のとおりである。

問題となる場面	基本的な対応方針の概要
情報の管理	自らが保有する秘密情報を整理・管理するとともに公平かつ適切なNDA(秘密保持契約)を締結する
知的財産権等の価値の適切な評価	知的財産権等の価値を適切に評価した上で、明確にライセンス・譲渡の対価・支払条件を設定する
出願干渉	取引とは直接関係のない又は受注者等が独自に開発した発明等、取引の相手方が単独で行うべき出願に対する干渉を差し控えること
知財訴訟等のリスク転嫁	知財紛争に関する責任の所在を明確化し、損害賠償責任の範囲を適切に設定する

13 各庁が本指針案及び本ひな形案を掲載するウェブページは以下のとおりである。

公取委・中小企業庁・特許庁「(令和8年3月30日)「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(案)及び「契約書ひな形」(案)に対する意見募集について」(2026年3月30日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260330_pubcomme.html

中小企業庁「「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(案)及び「契約書ひな形」(案)に対する意見募集を開始しました」(2026年3月31日)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2026/260331001.html>

特許庁・公取委・中小企業庁「「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(案)及び「契約書ひな形」(案)に対する意見募集について」(2026年3月30日)

https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/260330_chizai-know-how.html

共同研究開発等	当事者間の役割分担を明確化し、バックグラウンド情報を適切に管理する
---------	-----------------------------------

本指針案では、このほかにも、五つの場面毎に事例に応じた独占禁止法上の考え方や取適法・フリーランス法の適用可能性、実務に即した実践例等が記載されている。なお、事例毎の独占禁止法等の考え方については、本実態調査で示された内容と同様である。

このように、本指針案は、業種や事業者の立場、知識・経験の多寡を問わず参照可能な指針を網羅的かつ分かりやすく示そうとしたものといえる。

(2)本ひな形案の概要

本ひな形案は、本 WG 報告書の指摘を踏まえて、本指針案の附属資料として、知的財産権等の取引に係る各種契約書のサンプルを注意すべきポイントとともにまとめたものである。本ひな形案には、秘密保持契約書、共同開発契約書、知的財産権等の取扱いに関する契約書(開発委託契約)及び知的財産権等の取扱いに関する契約書(製造委託契約)のサンプルが掲載されている。

本ひな形案に記載されたサンプルの概要は以下のとおりである。いずれのサンプルも中立的な立場による契約書のサンプルとして、該当する契約を締結しようとする事業者はその立場を問わず参照可能である。

契約書	概要
秘密保持契約書	取引を行おうとする当事者間で、取引の検討のために開示される情報について、当事者相互の秘密保持義務を課すもの
共同開発契約書	技術等の共同開発を行うに当たって、当事者間の役割分担や成果の帰属について定めるもの
知的財産権等の取扱いに関する契約書(開発委託契約)	開発委託契約の締結に当たって、成果や既存技術等の知的財産の取扱いについて定めるもの
知的財産権等の取扱いに関する契約書(製造委託契約)	製造委託契約の締結に当たって、製造過程で得られた技術や既存技術等の知的財産の取扱いについて定めるもの

5. おわりに

このように、公取委、中小企業庁及び特許庁は、政府の方針等を踏まえて知的財産権等に係る取引に関する、業種横断的に広く参照される新たな指針の策定に向けた取組みを行っている。

また、これらの取組みを踏まえて作成された本指針案及び本ひな形案は、業種や事業者の属性を問わず参照されることを念頭に作成されており、知的財産権等に係る取引を行う事業者においては、本 WG 報告書及び本実態調査報告書、そして今後成案として公表される「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」及び「契約書ひな形」を活用しながら知的財産権等に係る取引を行い、取引の適正化、ひいてはイノベーションの実現につなげることが期待される。

なお、本 WG 報告書及び本実態調査報告書では、独占禁止法、取適法及びフリーランス法の違反行為に対して厳正な対処を行う姿勢が示されている。本 WG 報告書及び本実態調査報告書並びに「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」及び「契約書ひな形」は、これらの法令へのコンプライアンスを実現する上での参照価値も高い。

以上

Ⅲ. 2026年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2026年1月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能ですので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Lexology Panoramic - Dominance 2026 – Japan
2026年2月(著:[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)) Law Business Research
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

IV. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific の競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ The Legal 500 Asia Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Chambers Asia-Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ 日本経済新聞 - 2025 年 企業法務税務・弁護士調査 弁護士ランキング

[中野 雄介](#)、[矢上 浄子](#)

◆ asialaw 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 石田 健 (takeshi.ishida@amt-law.com)
弁護士 酒寄 里彩 (risa.sakayori@amt-law.com)
弁護士 小島 諒万 (ryoma.kojima@amt-law.com)
弁護士 膝館 朗人 (akito.hizatate@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。